○防衛省告示第二十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、下総飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十八年防衛庁告示第百十二号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項第二号中「東経百四十度一分二十一秒」を「東経百四十度一分十九秒」に改める。

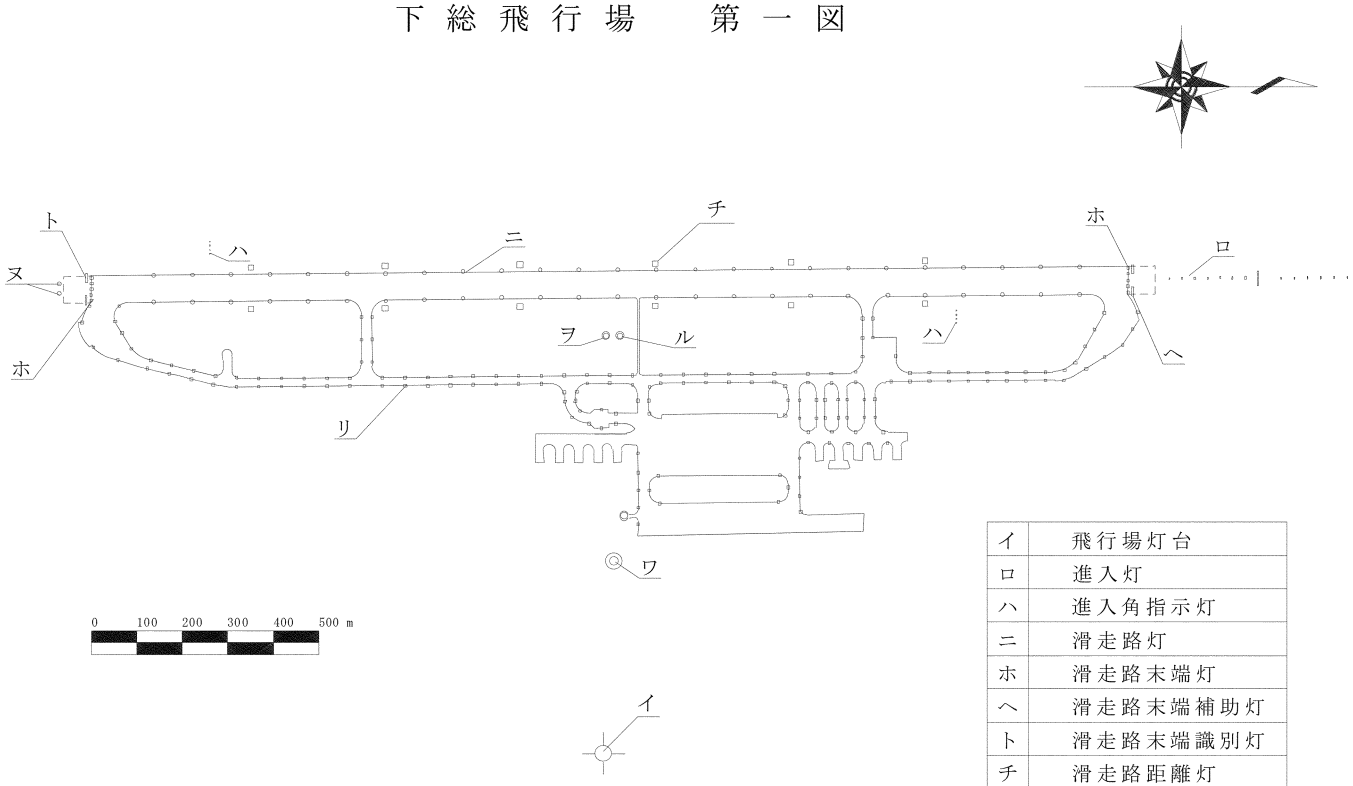
㈡　第四項の表飛行場灯台の項を次のように改める。

飛行場灯台	白熱電灯、航空白、航空緑、閃交光、四・二八秒毎に二閃光（二・一四秒毎に航空白、航空緑各一閃光）	実効光度 航空白二万カンデラ 航空緑三千カンデラ	北緯三十五度四十八分三秒、東経百四十度一分十九秒

㈢　第六項第一号中「より」を「から」に、「約三十三メートル」を「約三十九メートル」に、「約六十一メートル」を「約六十七メートル」に改める。

㈣　第一図を次のように改める。

下総飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	進入灯
ハ	進入角指示灯
ニ	滑走路灯
ホ	滑走路末端灯
ヘ	滑走路末端補助灯
ト	滑走路末端識別灯
チ	滑走路距離灯
リ	誘導路灯
ヌ	離陸目標灯
ル	着陸方向指示灯
ヲ	風向灯
ワ	指向信号灯